

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による対策措置（警報レベルの緩和）

2020年8月18日

〈ポイント〉

17日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを一段階下げてレベル1（黄色）とする旨発表しました。

〈本文〉

- 17日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを一段階下げ、レベル1（黄色）とする政令を発表しました。（本件政令発表日から有効）。
- 同政令にて発表された、警報レベル1（黄色）適用期間中における主な制限措置内容は以下のとおりです。
 - 1 実施・営業不可な活動、閉鎖されるもの
 - ・エンターテイメント、パーティーイベント実施のための施設（コンサート、サーカス、演劇、映画館など）
 - ・見本市や大規模な会議・学会を実施するための施設
 - 2 営業可能時間が制限されているもの
 - ・一般商店：10時～20時。毎日営業可。
 - ・ショッピングセンター：12時～22時。毎日営業可。
 - ・レストラン、バー、軽食堂：6時～23時。毎日営業可。
 - 3 定員50%までであれば実施可能な活動
 - ・ホテルなどの宿泊業。
 - ・市内バス。
- 上述規制内容については、随時変更される可能性もあります。最新情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decretos-amparam-medidas-de-combate-ao-coronavirus/55390>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp